

## ながとトレイルシンカー 規約

第1条（名称） この団体は「ながとトレイルシンカー（Nagato Trail Thinker）」とする

第2条（所在地） この団体を次の所在地に置く。  
山口県長門市東深川973—5

第3条（目的） この団体は、ながとトレイルの利用、整備等を通じて、トレイル文化の創造することやスポーツを通じた健康増進を目的とする。また、森林の多面的利用による地域の活性化にも貢献をする。

第4条（構成員） この団体の構成員は、山や自然を愛し、ながとトレイルの利活用に興味関心がある人で組織をする。

第5条（役員） この団体は次の役員を置く。  
・代表 池田 洋一  
・副代表 宗金 忍  
・事務局長 一ノ枝 亮輔

第6条（運営） 1.総会は構成員の3分の2の出席をもって成立する。  
2.定例総会は年に1度3月に行う  
3.役員を選任、予算・決算等の承認等は総会を開催し、出席の過半数の同意をもって決定する。  
4.諸問題が発生した場合は、その都度会議を行い協議する。  
その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条（活動） この団体の主な活動は以下の通りとする。  
1. ながとトレイル維持管理の整備  
2. ながとトレイル促進活動等  
3. トレイルの情報共有等

第8条（財務） 1.活動に必要な資金は、オリジナル商品販売、補助金、その他寄付金を充てるものとする。  
2.資金については事務局長が適正に管理を行い、代表者の定期的な閲覧を受けるものとする。

第9条（改正） この規約は構成員の過半数の同意をもって改正することができる。

第10条（設立年月日） 本団体の設立年月日は令和2年4月1日とする。

第11号（規約施行日） 本会則は令和2年4月1日より施行する。

この規約の記載内容について事実とそういないことを証明します。

山口県萩市椿東848-7

ながとトレイルシンカー

代表者 池田 洋一